

生駒市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

生駒市情報セキュリティに関する規則（平成16年2月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び消防署のすべての職員」を「、消防署並びに市立の小学校及び中学校のすべての職員（学校教育法施行細則（昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号）第2条第4号に規定する職員を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

○お問い合わせ先 情報政策課情報化推進係（内線683）